

菊川市 I C T 関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業
費補助金交付要綱

制定 令和 6 年12月27日告示第253号

(趣旨)

第1条 市長は、市内において新たにサテライトオフィスを設置した I C T 関連企業及びスタートアップ企業等に対し、設置に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 市外企業等 市外に本社又は主たる事業所を有する企業等をいう。
- (3) 空き店舗等 市内に所在し、現に利用されていない、又は近く利用されなくなると見込まれる建物及び屋内スペースをいう。ただし、企業等の代表者の2親等内の親族が所有するものを除く。
- (4) サテライトオフィス 市外企業等が市内の空き店舗等を取得又は賃借して開設した事務所であって、本社業務の一部を実施するためのものをいう。
- (5) I C T 関連業 産業に関する分類（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類に掲げる情報通信業をいう。
- (6) I C T 関連企業 市内において継続的に3年以上 I C T 関連業を行う計画を有する法人をいう。
- (7) スタートアップ企業 新しいアイデアや技術により、地域資源を活用した新たな展開や地域課題を解決するなど、これまでにない新たな市場を形成し、事業規模を拡大することで経済的波及効果など地域に大きなインパクトを与えることが期待される企業をいう。
- (8) 菊川市ビジネスコンテスト 菊川市がスタートアップ企業等を対象に実施するビジネスコンテストをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助金の交付の対象となる者は、市内において新たにサテライトオフィスを開設した市外企業等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) I C T 関連企業又は菊川市ビジネスコンテスト1次審査通過者であること。
- (2) 補助金申請後サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。
- (3) 開設したサテライトオフィスにおいて従業者が1人以上就労していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、サテライトオフィス（1市外企業等につき1か所に限る。）の改修等又は賃借に係る費用とし、補助金の額等は別表に定めるところによる。ただし、当該事業に関し、国、県、市又はその他の機関等が交付する補助金の対象となるものにあつては、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 収支予算書（様式第4号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請があつた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合はあらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合（20パーセント以下の減額の場合を除く。）

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者が申請の内容を変更しようとする場合は、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号又は様式第3号）

(2) 変更収支予算書（様式第4号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、その変更を承認し、その旨を菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認等)

第10条 第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者が事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助事業中止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助事業中止（廃止）届受理通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号又は様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）及び支払実績額の分かる書類（支払通知書、明細書等）
- (3) サテライトオフィス改修前後の様子が分かる書類
- (4) 事業に要した経費の領収書又はそれに類する書類
- (5) 1人以上の従業員が就労していることが確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに1部提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付確定通知書（様式第14号）により当該申請者に通知するものとする。

(請求の手續)

第13条 補助金の交付の請求を行おうとするものは、菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、前条の交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第14条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市ICT関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置

事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第15条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し菊川市ＩＣＴ関連企業及びスタートアップ企業等サテライトオフィス設置事業費補助金返還請求書（様式第17号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	備考
サテライトオフィス 施設改修事業	サテライトオフィス開設に おける改修及び改築並びに 附帯設備の設置に要する経 費（土地、建物等の取得費 を除く。）	補助対象経費の 2分の1以内。た だし、100万円を 限度とする。	
サテライトオフィス 施設賃借事業	空き店舗等を賃借して事業 を営む場合の賃借料（敷金、 礼金及び共益費を除く。）	補助対象経費の 2分の1以内。た だし、月額6万円 を限度とする。	交付決定のあった 日の翌月支払分か ら最長12か月を対 象とする。

様式 略